

国総政第92号  
国総建整第295号  
平成21・03・16中第1号  
平成21年3月24日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣

経済産業大臣

#### 下請事業者への配慮等について

米国発の世界的な金融危機の発生により、世界経済は急速に減速しており、我が国経済も、輸出や生産がかつてない速度で減少するなど、景気が急速に悪化しています。こうした中、中小・小規模企業は、売上げや受注の急速な減少に直面し、資金繰りが悪化するなど、一段と厳しい状況にあります。

こうした経済情勢を踏まえ、政府は、下請事業者保護の強化を重要な柱と位置づけ、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）の厳格な運用、違反行為への厳正な対処、相談体制の拡充等を進めております。

#### 1. 振興基準の遵守について

政府は、従来より、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところであります。

昨年11月にも下請事業者への配慮等について要請したところでありますが、昨年秋以降の、生産や受注の急速な減少を受け、中小・小規模企業の業況は一段と悪化しており、極めて厳しい状況にあることにかんがみ、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分御理解いただき、貴団体所属の親事業者に対して、特に以下の項目を始めとして、「振興基準」の遵守につき幅広く周知していただくようお願いします。

- (1) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮（第6の2）の(3))  
短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

- (2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化(第2の2)の(1))  
親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。
- (3) 取引停止の予告(第2の7))  
親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。
- (4) 下請代金の支払方法の改善(第4の4)の(1))  
親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

## 2. 周知に関する具体的な取組について

また、「振興基準」の周知に当たりましては、貴団体所属の事業者に対して一層の徹底を図る観点から、例えば、貴団体の理事会等の会議の場で周知する、会報やホームページ等に掲載するなどの対応を図っていただくようお願いいたします。

## 3. ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)の利用について

現在、財団法人全国中小企業取引振興協会は、インターネットを利用した取引あっせんを行うビジネス・マッチング・ステーション(BMS)を運営しているところです。BMSは、取引あっせんの他、ビジネスパートナーの検索や、官公需情報の収集等も可能なシステムとなっていることから、是非、貴団体所属の事業者に対して、本システムへの参加を呼びかけていただくようお願いいたします。

なお、経済産業省では、「振興基準」を含む下請代金法、下請振興法の普及啓発を目的とした「下請取引改善講習会」を開催しております。貴団体傘下の親事業者に対して、上記講習会等への受講要請を行っていただくよう周知方よろしくお願いいたします。